

令和5年1月

入会申請等に関するQ&A



| 目 次



I 協会の概要について

Q1	二種業協会とは、どのような活動を行う団体ですか。・・・・・・・・・・ 3				
Q2	二種業協会の自主規制の対象(範囲)は何ですか。・・・・・・・・・・ 3				
Q3	会員の種類とその内容を教えてほしい。・・・・・・・・・・・・・・・ 3				
Ⅱ 入:	会について				
Q4	二種業協会への入会は法律上の義務なのか。・・・・・・・・・・・・・ 4				
Q5	平成 26 年の金商法の改正では、第二種金融商品取引業者に関連する事項として、 どのような内容が盛り込まれているか、教えてほしい。・・・・・・・・ 5				
皿 正会員について					
Q6	正会員として入会すると、どのようなメリットがあるか、教えてほしい。・・・・・5				
Q7	正会員になると、どのような自主規制規則が課せられるのか。・・・・・・・・7				

⁽注) 令和3年6月25日現在の定款、業務規程、自主規制規則、会費規則に基づいて、作成しています。また、内容は、今後、適宜更新いたします。



Ⅳ 入会手続について

Q8 I	E会員として入会する場合の申請の手続きを教えてほしい。・・・・・・・・・9
Q9 §	写前確認書類の内容を教えてほしい。・・・・・・・・・・・・・ 1O
Q10	事前確認書類の添付書類の内容を教えてほしい。・・・・・・・・・・・ 10
Q11	入会申請してから正会員になるまで、どのくらいの時間がかかるのか。・・・・10
Q12	代表者等へのヒアリングとは、どのようなことを行うのか。・・・・・・・11
Q13	二種業協会への加入について、財務局等への届出は必要か。・・・・・・・11
Q14	入会金・年会費を教えてほしい。・・・・・・・・・・・・・・11

⁽注) 令和3年6月25日現在の定款、業務規程、自主規制規則、会費規則に基づいて、作成しています。また、内容は、今後、適宜更新いたします。



I 協会の概要について

Q1 二種業協会とは、どのような活動を行う団体ですか。

A 本協会は、平成22年11月1日に設立され、平成23年6月30日付けで金融商品取引法(以下「金商法」という。)第78条に基づき内閣総理大臣から認定された、認定金融商品取引業協会です。

本協会は、金商法上の自主規制機関として、第二種金融商品取引業のうち、自己募集 その他の取引等(後述Q2参照)の健全な発展及び投資者の保護に資するための諸活動 を行っています。

Q2 二種業協会の自主規制の対象(範囲)は何ですか。

A 本協会では、第二種金融商品取引業のうち、いわゆるファンドの自己募集業と信託受益権等の売買等の業務について、自主規制の対象としております(注)。

具体的には、本協会の定款において、「自己募集」及び「みなし有価証券の売買その他の取引等」と規定し、それぞれ金商法第2条第8項第7号に掲げる行為(同号へ及びトに掲げる有価証券に係るものに限る。)及び金商法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利についての同条第8項第1号から第3号まで、第8号又は第9号に掲げる行為が対象となります。

(注) 第二種金融商品取引業には、この他に、有価証券等以外の市場デリバティブ取引や投資信託などの直接販売業などがありますが、これらの自主規制は、一般社団法人金融先物取引業協会及び一般社団法人投資信託協会で、それぞれ行われております。また、電子記録移転権利用の販売勧誘については、「本協会の自主規制規則等の範囲に係る留意事項について(https://www.t2fifa.or.jp/teikan/pdf/j-kisei/j-kisei15-202005.pdf)」をご参照ください。

Q3 会員の種類とその内容を教えてほしい。

- A 本協会の会員には、3つの種類(①正会員、②電子募集会員、③後援会員)があります。それぞれの会員の概要は、以下のとおりです。
- (注)以下、Q&Aにつきましては、正会員を中心として記載いたします。 なお、電子募集会員として入会を希望される場合には、本協会会員部宛ご連絡ください。
- (注) 令和3年6月25日現在の定款、業務規程、自主規制規則、会費規則に基づいて、作成しています。また、内容は、今後、適宜更新いたします。



	正会員	電子募集会員	後援会員
入 会 金	100万円	50万円	_
年 会 費	50 万円	30万円	20万円
総会議決権	あり(2個)	あり(1個)	なし
自主規制規則の適用	あり	あり	なし
契約締結前交付書面	必要	必要	_
への加入協会の記載			
要件	金融商品取引業者及び登録金融機関のうち、自己募集その他の取引等を業として行う者で理事会の承認を受けた者。	第二種少額電子募集取扱業者※で理事会の承認を受けた者。 ※金商法第29条の4の3第2項に規定する第二種少額電子募集取扱業者をいう。	本協会の活動を後援する者で本協会が認める者。

Ⅱ 入会について

Q4 二種業協会への入会は法律上の義務なのか。

A 本協会としては、法令による規制と自主規制は車の両輪のごとく役割を担っていくことが重要であり、自主規制の趣旨である自治の精神に基づき、自らが策定した規則に基づき自らを律することが、第二種金融商品取引業の健全な発展のためにも重要であると考えております。

第二種金融商品取引業者については、当局による規制・監督のみならず、自主規制機関による適切な自主規制機能の発揮を組み合わせることが重要であることから、平成26年改正金融商品取引法(平成27年5月29日施行)では、協会(自主規制機関)に加入しない第二種金融商品取引業者は、協会の定款その他の規則に準ずる内容の社内規則の作成及び当該社内規則を遵守するための体制整備が義務づけられております。

本協会では、正会員の社内規則の作成・整備に資するため、必要な社内規則の参考モデル、社内規則等の整備に関するQ&Aを作成・提示しております。

⁽注) 令和3年6月25日現在の定款、業務規程、自主規制規則、会費規則に基づいて、作成しています。また、内容は、今後、適宜更新いたします。



- Q5 平成 26 年の金商法の改正では、第二種金融商品取引業者に関連する事項として、 どのような内容が盛り込まれているか、教えてほしい。
- A 第二種金融商品取引業者に関連する事項としては、主に、以下のような内容です。
 - ① 少額(募集総額1億円未満、一人当たり投資額50万円以下)の投資型クラウドファンディング(ファンド型)を取り扱う金商業者を第二種少額電子募集取扱業者とし、参入要件の緩和(最低資本金基準の引下げ)を図るとともに、投資者保護のためのルール整備が図られた。
 - ② ファンド販売業者が、ファンドに出資された金銭が目的外に流用されていることを 知りながら、その募集の取扱いを行うこと等が禁止された。
 - ③ ファンド販売業者について、第一種金融商品取引業者と同様に、「国内拠点」及び「国内における代表者」の設置が義務づけられた。
 - ④ 協会に加入していないファンド販売業者について、協会の定款その他の規則に準ずる内容の社内規則の作成と当該社内規則を遵守するための体制整備が義務づけられた。

Ⅲ 正会員について

Q6 正会員として入会すると、どのようなメリットがあるか、教えてほしい。

A 本協会では、現在、正会員に対して、主に、以下のようなサービスを提供しております。さらに、正会員との意見交換やアンケートなどを通じて正会員の意見・ニーズの把握に努め、より充実したサービスに努めていきます。

① 研修等の実施

正会員の内部管理態勢の一層の強化・充実、正会員の役職員のコンプライアンス意識、倫理観の向上に資するため、自主規制規則に基づく研修(義務研修・代替研修)や実務担当者向けの各種研修(任意研修)を実施しています。また、正会員の事務所の所在にかかわらず、必要な研修を受講いただくため、本協会では、e ラーニングを導入しております。詳しくは、本協会 HP にてご確認ください。

(https://www.t2fifa.or.jp/event/seminars)

- ② 「第二種金融商品取引業 実務必携」、各種Q&Aの作成 第二種金融商品取引業に特化した実務必携(テキスト)や、各種Q&Aを作成し
- (注) 令和3年6月25日現在の定款、業務規程、自主規制規則、会費規則に基づいて、作成しています。また、内容は、今後、適宜更新いたします。



ております。法令、協会規則等の理解、内容確認の際にお役立てください。 各種Q&Aについては、本協会 HP にてご確認ください。

(https://www.t2fifa.or.jp/teikan/index.html)

③ 協会モデル帳票の作成及び帳票作成サイトの提供

本協会では、ファンド取引、不動産信託受益権取引に使用する顧客交付書面、法定帳簿等について協会モデル帳票を作成し、帳票作成サイトを開設しております。帳票作成サイトには、同帳票及び解説等が掲載されており、顧客交付書面、法定帳簿等を作成することができます。

④ コンプライアンス相談室、税務相談室の設置

大手弁護士事務所と提携してコンプライアンス相談室(東京、大阪、名古屋)を設置し、年3回まで無料で法令、内部管理態勢の整備・構築等に関する一般的な相談を行うことができます。また、税務相談室を設置して、ファンドや信託受益権等の自己募集その他の取引等の税務に関して、税理士に相談(無料)を行うことができます。

⑤ FINMAC(証券・金融商品あっせん相談センター)の利用

お客様からの正会員に対する相談、苦情、紛争の解決のあっせんについて、本協会を通じて FINMAC を利用することができます。これにより、本協会の正会員は FINMAC への個別利用登録・基本利用料金(年間 10 万円)は不要となります。

⑥ 反社会的勢力の排除に関する支援

正会員の行う反社会的勢力排除の取組みを支援するため、取引時における正会員からの個別照会への対応や警察当局、財務局等との情報共有等を進めています。

⑦ 正会員及び電子募集会員への情報発信

本協会では、HPの正会員及び電子募集会員向け専用サイトを通じて、金融庁をは じめとする行政当局や関係団体などから得られた情報を正会員に発信しております。 これにより、法令、監督指針などの改正の動きなどをタイムリーに確認することがで きます。

⑧ 行政当局等への要望などの取りまとめ

本協会では、正会員からの第二種金融商品取引業に関する規制改革などについて 意見を取りまとめ、行政当局等への働きかけを行っております。また、法令等の改正 に際しては意見提出を行っております。

(注) 令和3年6月25日現在の定款、業務規程、自主規制規則、会費規則に基づいて、作成しています。また、内容は、今後、適宜更新いたします。



⑨ 正会員からの要望の本協会業務運営への反映

本協会では、正会員代表者向け講演会・懇親会や業態別の意見交換会、正会員への個別訪問、研修のアンケートなどを通して、広く正会員からの意見・要望を把握し、本協会業務運営に反映するとともに、正会員に対する業務支援の充実強化に努めております。

Q7 正会員になると、どのような自主規制規則が課せられるのか。

A 本協会は、正会員が行う自己募集その他の取引等に係る取引の勧誘の適正化に資する ため、以下の自主規制規則を制定しています。正会員は、これらの規則を遵守していた だく必要があります。詳しくは、本協会 HP でご確認ください。

(https://www.t2fifa.or.jp/teikan/index.html)

- ① 広告等の表示及び景品類の提供に関する規則
 - ・ 広告審査担当者を配置し、広告等の表示を行う場合には、当該担当者による審査の実 施
 - ・ 広告等の表示及び景品類の提供に係る審査体制、審査基準及び保管体制に関する社内 規程の制定 など
- ② 投資勧誘及び顧客管理等に関する規則
 - ・ 適合性原則に基づく投資勧誘、顧客への十分な説明、自己責任原則の徹底、取引開始 基準の設定
 - ・ 顧客管理記録(氏名、住所、生年月日、職業、投資経験、投資目的・動機、資産状況等)の作成、保存など
 - ・ 顧客の金銭と事業者の個別財産との分別管理の徹底
- ③ 事業型ファンドの私募の取扱い等に関する規則(平成30年1月1日施行)
 - ・ 正会員による事業型ファンドの販売・勧誘の審査の適正化、勧誘の適正化、事業型ファンド発行後のモニタリングの拡充及び事業者によるファンド報告書の作成、交付など
- ④ 電子申込型電子募集取扱業務等に関する規則
 - ・ 正会員及び電子募集会員が行う電子申込型電子募集取扱業務等にかかる必要な遵守事項 など
- (注) 令和3年6月25日現在の定款、業務規程、自主規制規則、会費規則に基づいて、作成しています。また、内容は、今後、適宜更新いたします。



- ⑤ 第二種業内部管理統括責任者等に関する規則
 - ・ 第二種業内部管理統括責任者、第二種業内部管理責任者、第二種業営業責任者の選任、研修の受講 など
- ⑥ 処分等に関する規則
 - ・ 本協会が正会員に対して処分や勧告を行う場合の手続き など
- ⑦ 監査規則
 - ・ 本協会が正会員に対して実施する監査 など
- 8 苦情処理規則
 - · FINMAC で行う苦情の解決への協力
 - ・ FINMAC のあっせん手続きへの参加、FINMAC の規則の遵守
 - ・ 投資者からの苦情及び紛争処理態勢の整備 など
- ⑨ 反社会的勢力との関係遮断に関する規則
 - ・ 反社会的勢力との関係遮断のための基本方針の策定・公表
 - ・ 反社会的勢力でない旨の表明確認、暴排条項の整備、情報収集、審査
 - ・ 役職員への研修等の実施
 - ・ 基本方針の実現のための社内規程の制定、管理態勢の整備 など
- ⑩ 個人情報の保護に関する指針
 - ・ 個人情報の漏えい、不正流出等を防止するための管理体制の整備 など

また、自主規制規則のほか、定款その他の規則の規定に基づき、正会員は、届出及び報告事項、資料の提出等が求められております。

⁽注) 令和3年6月25日現在の定款、業務規程、自主規制規則、会費規則に基づいて、作成しています。また、内容は、今後、適宜更新いたします。

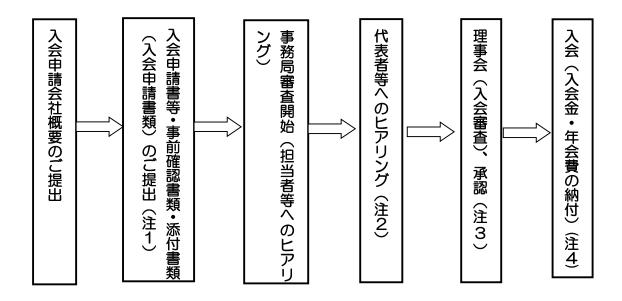


Ⅳ 入会手続について

Q8 正会員として入会する場合の申請の手続きを教えてほしい。

A まずは、「入会申請会社概要」をワードデータのまま、メールにて提出してください(提出先: kaiin@t2fifa.or.jp)。後掲の入会の手順のとおり、「入会申請会社概要」並びに入会申請書類の提出を受けて、事務局事前審査を行います。なお、電子募集会員として入会される場合には、個別に事務局宛ご相談ください。

また、主な入会の手順は、以下のとおりです。



(注1) 本協会 HP 掲載の「入会申請書類一覧」及び「入会申請書類様式」 を参考に各種書類をご提出ください。

(https://www.t2fifa.or.jp/annai/index.html)

入会申請書類が提出されると、本協会ではその内容を確認し、質問や 追加資料のご提出をお願いすることがあります。また、入会申請書類 は、原則として、メール(kaiin@t2fifa.or.jp)にてご提出ください。

- (注2) 後掲Q12をご参照ください。
- (注3) 理事会は、原則として毎月 1 回開催されます。理事会前に第二 種金融商品取引業の登録確認が必要です。
- (注4) 後掲 Q14 をご参照ください。

⁽注) 令和3年6月25日現在の定款、業務規程、自主規制規則、会費規則に基づいて、作成しています。また、内容は、今後、適宜更新いたします。



Q9 事前確認書類の内容を教えてほしい。

- A 事前確認書類とは、本協会での入会審査を円滑かつ迅速に進めるため、入会に当たり 予め確認させていただく事項に関する書類です。記載していただく事項のうち、主なも のは以下のとおりです。詳しくは、様式及び記載要領をご確認ください。
 - ・会社の概要等(会社の沿革、第二種金融商品取引業の業務開始日、大株主の状況、役員の状況、第二種金融商品取引業に従事する政令で定める使用人の状況、従業員数など)
 - 経営計画、事業計画等
 - 第二種金融商品取引業の業務内容、業務の方法
 - 内部管理体制の状況
 - 第二種金融商品取引業の体制整備の状況
 - 社内諸規程の整備状況
 - ・経営体制 など

Q10 事前確認書類の添付書類の内容を教えてほしい。

- A 事前確認書類には、以下の書類を添付してください。
 - ・ 役員全員の履歴書
 - ・第二種金融商品取引業に従事する政令で定める使用人全員の履歴書
 - 直近 2 期分の貸借対照表、損益計算書(債務超過等の場合には、その原因、資金繰りの状況、改善計画を別紙にしてご提出ください)
 - ・入会後3年程度の収支見込みと算定根拠(第二種金融商品取引業以外の業務を併せて 行っている場合には、全体の内容と第二種金融商品取引業の内容を、それぞれ提出す ること)
 - ・ 第二種金融商品取引業の業務の内容、取引のフロー図
 - 社内規程
 - 内部管理態勢チェックシート

Q11 入会申請してから正会員になるまで、どのくらいの時間がかかるのか。

- A 入会には、理事会(原則、毎月1回開催)による入会審査・承認が必要となり、その前に事務局では、「入会申請会社概要」及び入会申請書類の提出を受けて事前審査を行います(前述Q8参照)。同審査では、事前確認書類をはじめ、提出された書類の内容
 - (注) 令和3年6月25日現在の定款、業務規程、自主規制規則、会費規則に基づいて、作成しています。また、内容は、今後、適宜更新いたします。



を確認・ヒアリングさせていただき、場合によっては、追加資料の提出などをお願いすることもあります。したがいまして、正会員になるまでの時間について、一概に申し上げにくく、ケースバイケースとなります。

Q12 代表者等へのヒアリングとは、どのようなことを行うのか。

A 本協会では、入会申請会社が債務超過の状況又はそのおそれがある状況にある場合など、代表者等との面談が必要であると判断した場合、実施いたします。

Q13 二種業協会の加入について、財務局等への届出は必要か。

A 本協会への加入は、加入する金融商品取引業協会の追加、登録申請書の記載事項の変更となります。登録申請書(金商業府令別紙様式第一号、登録金融機関については、別紙様式第九号)の第2面「手続実施基本契約を締結する指定紛争解決機関の商号又は名称並びに加入する金融商品取引業協会及び対象事業者となる認定投資者保護団体の名称」の記載項目に「一般社団法人第二種金融商品取引業協会」と記載し変更届出が必要となります。

本変更届出は、管轄の財務局等に対して、入会日から 2 週間以内に行わなければならないこととされております(本協会が交付する「入会証」のコピーを添付する必要があります)。

また、標識、広告等、契約締結前交付書面、事業報告書及び説明書類についても、記載内容の変更、対応が必要となります。

Q14 入会金・年会費を教えてほしい。

A 正会員は、入会金 100 万円、年会費 50 万円となります(電子募集会員は、入会金 50 万円、年会費 30 万円となります)。入会初年度の年会費は、入会した月から入会 年度末月までの月割り按分となります。

(https://www.t2fifa.or.jp/teikan/pdf/kaihi-rule201804.pdf) なお、入会金及び年会費の納入は、加入後となります。

お問い合わせ先

一般社団法人第二種金融商品取引業協会 会員部 電話: 03-6910-3981

E-mail: kaiin@t2fifa.or.jp

(注) 令和3年6月25日現在の定款、業務規程、自主規制規則、会費規則に基づいて、作成しています。また、内容は、今後、適宜更新いたします。